税知っ得

税にはさまざまな控除があります。ただし、申告を行わないと控除されません。各控除には要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

年金型生命保険の二重課税

特別還付金について

年金型生命保険の二重課税問題に対応し、市県民税・国民健康保険税・介護保険料の**特別還付**を実施します。

これは、遺族の方が年金として受給する生命保険のうち、相続税の課税対象となった部分については所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決（平成２２年７月６日）を受けて、国がこの年金型生命保険の二重課税に対して**特別還付**を実施することによります。

■受付期限

平成２５年３月２９日（金）まで

※郵送の場合は、平成２５年３月３１日消印有効。

■申請方法

特別還付の対象となる課（税務課・市民保険課・健康介護支援課）に、設置する**特別還付金申請書**に記入・捺印の上、税務署で手続きした際の**所得税の特別還付金支給決定通知書の写し及び特別還付金額の計算明細書の写し**を添えて、対象課へご提出ください。

■問い合わせ・申請先

税務課 市民税班 ☎５２−９２９２

市民保険課 保険班 ☎５３−３１１５

健康介護支援課 １階 社会長寿班 ☎５２−９２８０

市県民税 納税通知書発送

６月上旬に、市県民税の納税通知書を発送します。給与から特別徴収（天引き）される方は、５月に事業所へ、納税通知書を発送済みです。

次に該当すると思われる方は納税通知書を確認の上、ご相談ください。

◆１６歳未満の扶養親族について

今年度から、１６歳未満の扶養控除が廃止されましたが、年少扶養親族（１６歳未満の扶養親族）は、住民税の均等割・所得割の非課税基準判定における扶養人数の対象となります。申告をされていない方は、年少扶養親族の申告をしてください。

◆市県民税の申告をした方がよい場合があります

公的年金等の収入金額合計が４００万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が２０万円以下の場合には、所得税の確定申告の必要がなくなりましたが、公的年金以外の所得がある場合など市・県民税の申告が必要な場合があります。また、申告をすることにより控除を受けられる場合があります。例えば国保税、介護保険料等を納付書や口座振替で納付した分や、生命保険料控除、扶養控除等、申告により控除できるものがある場合があります。

■問い合わせ先

税務課 市民税班 ☎５２−９２９２

10月以降に出産予定の方へ

未来の子どもたちのために

エコチル調査にご協力を！

環境省による**子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）**の対象地区が拡大され、香美市も調査対象地区となりました。

この調査は、環境中の化学物質が子どもの健康に与える影響を、全国１０万人の妊婦さんにご協力いただき、お子さんが１３歳になるまで追跡調査をするものです。

【県内の対象地区】

香美市・高知市・南国市
香南市・四万十市・宿毛市
土佐清水市・梼原町
黒潮町・大月町・三原村

■対象となる方

協力医療機関にかかる１０月以降出産予定の妊婦さん。高知大学のスタッフが調査の説明を行いますので、ご協力をお願いします。

■ご協力いただく内容

妊婦健診時に、少し多めに採血や採尿をお願いします。出産後にさい帯血（へその緒の中の血液）などを頂くほか、半年に１度程度の質問票への記入や、お子さんの健診時に健診データの提供をお願いします。

詳しくはWebで

問い合わせ先

エコチル調査コールセンター

0120−53−5252

無休　９：００〜２１：００

環境省のエコチルＨＰ

Web エコチル　調査

http://www.env.go.jp/chemi/ceh/index.html

こうちエコチル調査
高知ユニットセンター（高知大学医学部内）ＨＰ

Web こうちエコチル

http://kochi-ecochil.jp